ご加入にあたっての注意事項

- 積立期間が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合などは、掛け捨てとなります。
- 積立期間が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛け捨てとなります。
- 積立期間が240か月未満の場合で、任意に解約される場合※は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。

※ 65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は老齢給付という共済金が支払われます。

制度の詳細はこちらから

小規模共済　検索

ホームページでは手続き方法の詳細やQ&Aを掲載しております。ぜひご活用ください。

https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html

当機構ホームページより申込書のお取り寄せができます。
加入手続きの一部や各種変更手続きの一部で**オンライン受付**も可能となりました。

※オンラインでの手続きはマイナンバーカードによる本人認証が必要です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

共済相談室
受付時間｜平日9:00～17:00
050-5541-7171

お申し込み

下記取扱機関またはオンラインからお申し込みください。

■金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など ※）■商工会　■商工会議所
■中小企業団体中央会、中小企業の組合　■青色申告会

※ 金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

2024.5

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済

退職後のゆとりある生活を応援します

あ備
ん え
し て
ん

3つのポイント

安心確実な運営
掛金全額所得控除
経営者の退職金

備えてあんしん
ゆとりある未来

小規模企業共済は、
事業の廃止・退職後の生活安定資金を
積み立てて準備する共済制度です。

得しながら未来の準備をはじめませんか

どんな人が加入できるの？

常時使用従業員20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と共同して事業を行う共同経営者（2名まで）が加入できます。

＊サービス業（除 宿泊業・娯楽業）・商業の場合は、常時使用従業員5名以下

★上記の場合であっても、事業を兼業している給与所得者や中小企業退職金共済制度の被共済者である場合などはご加入いただけません。詳しくは共済サポート navi（https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/entry/index_02.html）・小規模企業共済制度のしおり等をご確認ください。

毎月の掛金はいくらから？

月額1,000円～70,000円の範囲内
(500円単位）で自由に設定可能。
加入後もいつでも変更できます。

事業資金の借入れ可能　納付した掛金の範囲内で借入れ可能です。

受給権は差し押さえ禁止　あんしんを守ることができます。

Point 1 安心確実な運営

国が**全額出資**している独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）が小規模企業共済法に基づき運営しています。
多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

国が作った **共済制度**

在籍者数 **161 万人**
2022年度末時点

Point 2 掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として**課税対象所得**から**控除**。
税制上優遇措置があり大変お得です。

掛金全額所得控除後の例　＜課税対象所得 400 万円の場合＞

掛金月額		
3万円	加入前税額	785,300 円
	加入後税額	675,800 円

109,500 円 お得

20 年続けると・・・
2,190,000 円 お得

Point 3 経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる**「経営者の退職金」**です。

廃業・退職時に受取可能です。
満期や満額はありません。

共済金一括受取：退職所得扱い
共済金分割受取：公的年金等の雑所得扱い

共済金額の例　＜掛金月額 3 万円の場合＞

掛金年数		
20年 (240月)	掛金合計	7,200,000 円
	事業の廃止・会社の解散	8,359,200 円
	65 歳以上かつ事業継続中	7,976,400 円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることがあります。

オンライン
シミュレーション
できます！

小規模共済　シミュレーション　検索